5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇**電波法の一部を改正する法律**（法律第二三号）

（総務省）

1　電波有効利用促進センターの業務の追加関係

㈠　電波有効利用促進センター（以下「センター」という。）が行う業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加するとともに、混信に関する調査その他の無線局の開設等のために必要な事項について照会及び相談に応ずる業務の範囲を明確化することとした。（第一〇二条の一七第二項関係）

㈡　総務大臣は、センターに対し、周波数共用に関する照会に応ずる業務の実施に必要な無線局に関する情報の提供等を行うことができるようにするとともに、センターの役職員は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする等の当該業務に係る監督規定の整備をすることとした。（第一〇二条の一七第四項及び第五項関係）

2　特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加関係

特定基地局開設料の額を開設計画に記載しなければならない特定基地局として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加することとした。（第二七条の一三第二項関係）

3　技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備関係

㈠　技術基準に適合しない無線設備が他の無線局の運用を著しく阻害するような妨害を与えた場合に加え、技術基準に適合しない無線設備を使用する無線局が開設されたならば、他の無線局の運用を著しく阻害するような妨害を与えるおそれがあると認める場合にも、総務大臣は、無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して必要な措置を勧告できるようにすることとした。（第一〇二条の一一第二項関係）

㈡　㈠の勧告を受けた者が、勧告に従わなかった旨を公表されてもなお正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、重要無線通信を行う無線局に混信その他の妨害があったときだけでなく、適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものに対し、その運用に重大な悪影響が生じるおそれがあると認められるときにも、総務大臣は、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命令できるようにすることとした。（第一〇二条の一一第四項関係）

4　衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長関係

衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例について、平成三二年三月三一日までとされている期限を令和四年三月三一日まで延長を行うこととした。（附則第一六項関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

防衛省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十九号

防衛省設置法の一部を改正する法律

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万七百七十七人」を「十五万六百九十五人」に、「四万五千三百五十六人」を「四万五千三百二十九人」に、「四万六千九百二十三人」を「四万六千九百四十三人」に、「千三百五十人」を「千四百十八人」に、「三百七十六人」を「三百八十二人」に、「千九百十八人」を「千九百三十二人」に、「四十八人」を「四十九人」に改める。

附　則

この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

防衛大臣　河野　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、一二五人」を「二、一五五人」に、「九二七人」を「八九七人」に改める。

第二条中「二万千八百三十五人」を「二万千八百十八人」に改める。

附　則

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜改良増殖法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三